

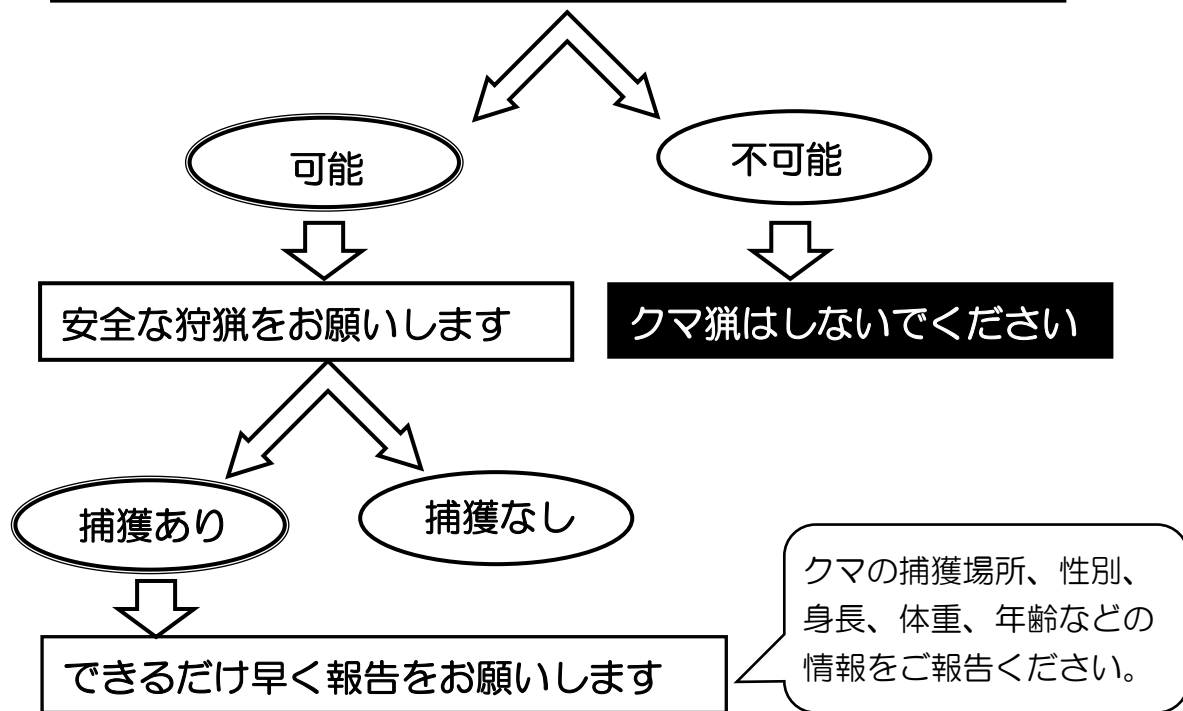
クマの捕獲頭数制限について（お願い）

<次のことにご協力ください>

ツキノワグマは狩猟獣ではありますが、山梨県で行った令和2年度ツキノワグマ生息等モニタリング調査で減少傾向にあったため、イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の意見等を踏まえて、有害捕獲及び狩猟によるクマの捕獲頭数の上限を原則年40頭と変更しました。

クマ猟に出猟の際は、事前に自然共生推進課または各林務環境事務所に、クマの捕獲可能頭数の確認と、捕獲した場合はすみやかな報告をよろしくお願い致します。

出猟する前に、自然共生推進課または各林務環境事務所にクマ猟が可能かどうか確認してください。



◎確認・報告先電話番号（年末年始、土日を除く）

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課

055-223-1520

各林務環境事務所環境・エネルギー課

中 北 0551-23-3090

峡 東 0553-20-2739

峡 南 055-240-4141

富士・東部 0554-45-7811

○クマを目撃したときは、市町村に目撃場所、状況などをご報告ください。